

2021年9月21日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

～ お客さまへの想いをより確かなものに ～
「生命保険信託」の取扱いを開始

ジブラルタ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長兼CEO:添田 毅司)は、プルデンシャル信託株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長 川嶋 悦子、以下「プルデンシャル信託」と信託契約代理店契約を締結し、9月21日から、「生命保険信託」の取扱いを開始します。「生命保険信託」を通じて、大切な保険金をお届けした「その先」までお客さまに寄り添い続け、より確かな安心をお客さまとご家族に提供いたします。

当社ではライフプラン・コンサルタント(営業社員)を中心として、ご契約時から、ご契約の継続中、そして保険金や給付金などのお支払いからその後までにわたり、末永くお客さまに寄り添うことを企業理念とし、更なるサービスの拡充に努めてまいります。

1. 「生命保険信託」サービス提供の背景

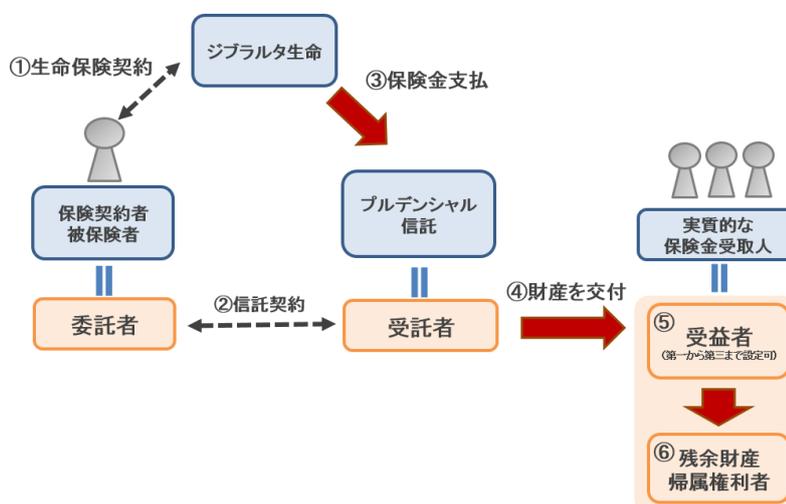
超高齢社会や家族構成の多様化などに伴い、生命保険の加入目的も近年多様化してきています。そのような社会背景の中で、保険金をあらかじめ定められた人にお支払いするだけでなく、その保険金の使い方(渡し方)までを生前に定めておくことのできる「生命保険信託」を通じて、更なる安心をお届けいたします。

生命保険はご家族に対する様々な想いの詰まった金融商品であり、当社はそのお客さまの想いをより確実にご家族にお届けし、保険金をお支払いしたその先までにわたり、末永くお客さまに寄り添うことを目指してまいります。

特に保険金受取人が「高齢者」や「未成年のお子さま」などといった、受け取った保険金の適切な管理に不安のある場合などに大きな安心をお届けすることができます。

※当該サービスはライフプラン・コンサルタントが担当する当社商品のみへの提供になります。また、お取り扱いできない商品もございます。

2. 「生命保険信託」サービスの仕組み



- ① 当社との間で、自己を被保険者とする生命保険契約を締結いただきます。
- ② プルデンシャル信託との間で、自己の死後、「保険金をどのように届けるか」をあらかじめ決めておくための信託契約を締結いただきます。
 - ※ 契約時の信託財産が「死亡保険金を受け取る権利(地位)」となるため、信託契約手続とは別に、当社との間で「死亡保険金受取人変更手続」を行う必要があります。
- ③ 保険事故発生後、プルデンシャル信託は当社に保険金請求を行い、受領した保険金が信託財産となります。
- ④ プルデンシャル信託は、信託契約で定められた方法により、受益者に対する金銭の交付を行います。
- ⑤ 信託契約上、財産の交付先として、「第二・第三」順位の受益者まで設定しておくことができます。
- ⑥ 受益者が存在しなくなった時点で信託財産が残っている場合に備え、あらかじめ「残余財産帰属権利者」を設定いただきます。
 - ※「残余財産帰属権利者も存在しない場合の交付先」についても、あらかじめ設定いただくことが可能です。

なお、生命保険信託のご契約にあたっては、次の信託報酬および消費税相当額が発生します。

- ① 契約締結時の契約事務手数料(お客さま負担)
- ② お客さまがお亡くなりになった以降の費用として、金銭信託開始時の保険金受領時報酬
- ③ 金銭信託開始後から信託終了までの間は管理報酬(②③は信託財産から収受)

3. プルデンシャル信託の概要

(1)名称	プルデンシャル信託株式会社
(2)登録番号	関東財務局長(信3)第14号
(3)所在地	東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
(4)資本金	1億5,000万円
(5)株主(出資比率)	プルデンシャル生命保険株式会社(100%)
(6)事業内容	信託業法に定める管理型信託業
(7)代表者	代表取締役社長 川嶋 悦子
(8)取扱商品	生命保険信託
(9)営業開始日	2015年10月1日
(10)ホームページ	https://www.pru-trust.co.jp/